

平成30年度医療労務管理支援事業(再度公告) 総合評価基準書

社

署名: _____

(価格点:技術点=1:2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点:価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点

II 技術点:

評価項目	評価基準	配点				必須
		S	A	B	C	
1. 事業内容、独自提案の内容及び実施方法(創造性、新規性等)(価格と同等に評価できない項目)		100				
事業の目的との整合性	・事業の目的に沿った企画を作成しているか。	10	—	—	0	○
支援センター業務の周知・広報	・本事業の活用が図られるような創意工夫された周知・広報を行なうことができるか。	10	5	3	0	
医療労務管理アドバイザーの適性	・医療労務管理アドバイザーの専門分野は、労務管理分野に関する支援等を実施できるものとなっているか。	10	5	3	0	
医療労務管理アドバイザーの配置	・医療労務管理アドバイザーの委嘱について、適任者を確実に配置できるか。	10	5	3	0	
個別支援業務	・勤務環境改善に自主的に取り組む医療機関に対して労務管理全般にわたる支援等を実施できる体制が確保されているか。	10	5	3	0	
相談対応業務	・医療機関からの労務管理全般に関する相談、労働基準関係法令の内容に関する照会等に対して事業実施年度を通じて対応できる体制が確保されているか。	10	5	3	0	
情報収集等業務	・医療機関の労務管理面における実態や支援ニーズの把握など、情報収集等を実施できる体制が確保されているか。	10	5	3	0	
運営協議会及び研修会の円滑な実施等	・労働局等と連携を図り、運営協議会や研修会の円滑な実施等のために必要な事項を実施できる体制が確保されているか。また都道府県等と協力ができる体制が確保されているか。	10	5	3	0	
医療労務管理アドバイザーへの研修	・医療労務管理アドバイザーに対する研修実施体制が確保されているか。また内容は適切なものか。	10	5	3	0	
関係機関との連携	・委託者、都道府県衛生主管部(局)、医療関係団体などと連携を図る体制が整っているか。	10	5	3	0	
2. 事業実施主体の適格性		100				
実施体制の適格性	・事業の実施方法(人員の確保・作業手順)が妥当であるか。	15	—	—	0	○
	・事業の実施スケジュールが仕様書の履行期限に照らして実現可能なものとなっているか。	15	8	4	0	
	・国からの要望に迅速・柔軟に対応できる体制を整えているか。	15	8	4	0	
知見、専門性等の有無	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。	15	8	4	0	
実績の有無	・過去に類似業務を実施しているか。	10	5	3	0	
ワークライフバランス等の推進に関する指標	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) ・1段階目(※1) 10点 ・2段階目(※1) 16点 ・3段階目 20点 ・行動計画(※2) 4点 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(ぐるみん認定企業・プラチナぐるみん認定企業) ・旧ぐるみん 10点 ・新ぐるみん 14点 ・プラチナぐるみん 18点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 18点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行う) (内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて配点する)	20	18	16	14	10
経理処理能力の適格性	・事業を行う上で一般的な経理処理能力を有しており、事業に係る会計を適切に管理するための体制を整えているか	10	5	3	0	

※1 創造性、新規性等100 ※2 価格と同等に評価できる項目100 合計200

(注)必須項目については、C判定(0点)が1項目でもあれば、委員で協議を行い、不合格か否か決定する。